

働く妊婦・事業主のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。

▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和3年1月31日（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母健連絡カード
（母性健康管理指導事項連絡カード）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された
主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

新型コロナウイルス感染症に関する母健連絡カードの活用方法

①
保健指導・健康診査を受ける

妊娠中の女性労働者

③
母健連絡カードを提出し、措置を申し出る

主治医等
(健康診査等を行う医師、助産師)

②
母健連絡カードに指導事項を記載する

表

産業医
産業保健スタッフ等

相談 ↑↓ 助言

人事労務担当者
管理者等

企業
(事業主)

④
指導事項に基づき、必要な措置を講じる

措置の具体的な内容は、産業医等の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいものです。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が必要な場合には、主治医等がカード裏面の「特記事項」の欄に指導内容を記入します。

(記入例)

新型コロナウイルス感染症の感染のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)の措置を講じること。

▶▶ 母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

症 状 等	指導項目	標 準 推 嘉
妊娠中に かかりやす い病気	静 症	長時間の立位業、同一姿勢を強制される作業の制限又は机になっての休憩
	病 症	長時間の立位業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	腰痛症	負担の大いい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
	軽 症	体操(自腹加療)
	重 症	必要に応じ、貴指の大いい作業の制限又は勤務時間の制限
多胎妊娠(　胎)		多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全	軽 症	負担の大いい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	休業(自腹療養)

標準措置と異なる措置が必要である場合は記入してください。

3. 上記2の措置が必要な期間	4. その他の指導事項
1週間(月 日～月 日)	(措置が必要である場合は○を付けてください。) 妊娠中の通勤緩和の措置
2週間(月 日～月 日)	妊娠中の通勤緩和の措置
4週間(月 日～月 日)	妊娠中の休憩に関する措置
その他()	

[記入上の注意]
(1)「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況に応じて、
複数の措置を複数選択して記入下さい。
(2)「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況に応じて、休憩に
に関する措置が必要な場合は、□印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和 年 月 日 所 属 _____
事 業 主 殿 氏 名 _____

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措
置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

裏

■ 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。

■ また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。

■ 母性健康管理措置を講じてもらえない等の御相談は、以下へお願ひします。

厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

